

29大財第1298号
平成29年11月30日

大洲市民文化会館建設検討審議会会長 様

大洲市長 清 水 裕

大洲市民文化会館の整備について（諮問）

大洲市民文化会館基本計画の策定に当たり、大洲市民文化会館建設検討審議会に関する条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大洲市民文化会館の整備方針（立地条件、施設の規模・機能）について

2 諮問理由

市では第2次総合計画における基本目標の一つとして掲げている「文化きらめくまちづくり」を実現するため、様々な文化事業を実施しています。

質の高い芸術、伝統文化に触れることにより、豊かな心を育成し、人と人がつながることで地域コミュニティの活性化が図られ、魅力ある地域づくりにつながっていくものだと考えます。

しかしながら、現市民会館は建設から49年が経過し、各種設備の老朽化、駐車場不足など様々な問題が浮上しており、芸術文化の鑑賞、伝統文化の伝承活動等の機会の損失にもつながりかねない状況です。

人口減少や少子高齢化の進行により、利用者の減少やニーズも変化している中、限られた財源の中で効率的・効果的な改修を進めるため、市民文化会館の基本的な整備方針について貴会の意見を求めるものです。